

令和3年10月31日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

島根県選挙管理委員会

最高裁判所判事  
み やま たく や

昭和二十九年九月二日生

最高裁判所判事  
おか まさ あき

昭和三一年二月二日生

最高裁判所判事  
う が かつ や

昭和三〇年七月二一日生

最高裁判所判事  
さかい とおる

昭和三三年七月一七日生

## 略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部卒業。裁事補任官以後、東京地裁、函館地家裁、公害等調整委員会事務局に勤務。平成四年四月判事任官以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房参事官、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成三十一年一二月二十九日 大法廷判決

平成二九年一〇月二日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいわず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものといつことはできない（多数意見）。

## 二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決

タクシードラiversの歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることもあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない（全員一致、裁判長）。

## 三 令和二年一月一八日 大法廷判決

令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数分配規定は、憲法に違反するに至つたといふことはできない（多数意見）。

## 四 令和三年二月二四日 大法廷判決

市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便宜を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する（多数意見）。

## 五 令和三年五月一七日 第一小法廷判決

労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

## 六 令和三年六月二三日 大法廷決定

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を建材に表示すべき義務を怠つたなどの判決で示す事情の下では、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した大工に対し、民法七一九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え 最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や夫婦が夫又は妻の氏のいざれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けた婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二条に違反するという反対意見を述べた。

かを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。

## 略歴

香川県綾歌郡（現高松市）国分寺町という段々状の小さな田んぼが連なる山あいのどかな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれ育ち、同町立国分寺南部小学校、同町立国分寺中学校（軟式テニス部）を経て、香川県立高松高等学校（バドミントン部）を卒業。司法修習生（三四期、大阪で実務修習）

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成三十一年六月八月 ハーバード大学客員研究員

平成二十六年六月 東京大学法学部助教授

平成二十六年八月 ハーバード大学客員研究員

平成二七年四月 東京大学法学部卒業

平成二七年七月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

平成二七年十月 東京大学法科大学院講師（倒産処理研究）

平成二八年一月 第一東京弁護士会副会長

平成二八年四月 法務省弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員

平成二八年七月 関税等不服審査会閑税・知的財産分科会部会長

平成二九年一月 日本公法学会理事

平成二九年七月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

平成二九年九月 日本公法学会研究員

平成二九年十月 日本公法学会研究員

平成二九年十一月 日本公法学会研究員

平成二九年十二月 日本公法学会研究員

## 略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学（現・筑波大学）附属高等学校を卒業。司法修習生

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二〇年六月 東京大学法学部助教授

平成二〇年八月 東京大学法学部卒業

平成二〇年十月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

平成二一年一月 第一東京弁護士会副会長

平成二一年四月 法務省弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員

平成二一年七月 関税等不服審査会閑税・知的財産分科会部会長

平成二一年九月 税務省代表自治紛争処理委員会

平成二二年一月 東京地検交通部幹事

平成二二年七月 税務省代表自治紛争処理委員会

平成二二年十月 東京地検交通部幹事

平成二二年十一月 東京地検交通部幹事

平成二二年十二月 東京地検交通部幹事

平成二二年一月 東京地検交通部幹事

平成二二年二月 東京地検交通部幹事

平成二二年三月 東京地検交通部幹事

平成二二年四月 東京地検交通部幹事

平成二二年五月 東京地検交通部幹事

## 略歴

和歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、中学、高校、和歌山県立田辺高校を経て、東京大学法学校部を卒業。司法修習生

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二〇年九月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年十月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年十一月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年十二月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年二月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年三月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年四月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年五月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年六月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年七月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年八月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年九月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年十月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年十一月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一二月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一月 東京地檢交通部幹事

## 略歴

和歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、中学、高校、和歌山県立田辺高校を経て、東京大学法学校部を卒業。司法修習生

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二〇年九月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年十月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年十一月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一二月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年二月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年三月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年四月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年五月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年六月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年七月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年八月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年九月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一〇月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一一月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一二月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一月 東京地檢交通部幹事

## 略歴

和歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、中学、高校、和歌山県立田辺高校を経て、東京大学法学校部を卒業。司法修習生

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二〇年九月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年十月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一一月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一二月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年二月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年三月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年四月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年五月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年六月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年七月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年八月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年九月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一〇月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一一月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一二月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一月 東京地檢交通部幹事

## 略歴

和歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、中学、高校、和歌山県立田辺高校を経て、東京大学法学校部を卒業。司法修習生

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二〇年九月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年十月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一一月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一二月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年一月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年二月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年三月 東京地檢交通部幹事

平成二〇年四月 東京地檢交通部幹事

令和3年10月31日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

鳥根県選挙管理委員会



最高裁判所判事  
はやし みち はる

昭和三三年八月三一日生



最高裁判所判事  
おか むら かず み

昭和三二年一二月二三日生



最高裁判所判事  
みうら まもる

昭和三一年一〇月二三日生



最高裁判所判事  
くわの いち

昭和三〇年三月二二日生

裁判官としての心構え  
事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていきたいと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしています。まだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。

最高裁判所において関与した主要な裁判  
令和元年九月 東京高裁判事（部総括）  
同年一月 最高裁首席調査官  
三〇年一月 東京高裁長官  
二五年三月 静岡地裁所長  
二六年九月 東京高裁判事（部総括）  
二二年七月 同経理局長  
二二年七月 同理局長  
二五年三月 東京高裁判所判事  
一令和二年三月二十四日 第三小法廷決定  
文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けた当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が持つものには、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。

二 令和二年一月一八日 大法廷判決  
令和元年七月二二日 施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数分配規定の下での選挙区における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたとはいえず、同規定が憲法一四条一項等に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

三 令和二年一月二五日 大法廷判決  
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。

四 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定  
(いわゆる袴田事件について) 再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法がある（多数意見、裁判長）。

五 令和三年七月三〇日 第三小法廷決定  
違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続における全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え  
裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事として日々、重大な責任を感じております。

価値觀が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増えて、また、社会の複雑化・科学技術の進展等とともに、新しい法的問題も生じています。このような課題について、行政機関での執務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、より妥当な判断に至りたいと考えております。これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります。

裁判官としての心構え  
司法は、国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです。時代とともに、社会の在り方等が変化する中で、様々な問題や困った行為は、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に該当するとした（多数意見）。

五 令和三年二月二四日 大法廷判決  
市長が都市公園内の国公有地上に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対し同施設の敷地の使用料を全額免除したことには許されるとした（全員一致）。

四 令和三年二月一日 第二小法廷決定  
電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する約の締約国に所在し、同記録を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査共助によることなく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行うことは許されるとした（全員一致）。

三 令和二年一一月二五日 大法廷判決  
最大較差三・〇〇倍の参議院（選挙区選出）議員の議員定数否は、司法審査の対象となるとした（全員一致）。

二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決  
トランク運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により第三者に損害を加え、これを賠償した事案において、相当と認められる額について、会社に対して求償することができるとして不平等状態にあつたとはいえず、同規定は憲法一四条一項等に違反するに至つていたとはいえないとした（多数意見）。

三 令和二年一一月二五日 大法廷判決  
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。

四 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定  
(いわゆる袴田事件について) 再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法がある（多数意見、裁判長）。

五 令和三年二月二四日 大法廷判決  
夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称するとする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法七四条一号の各規定は憲法二四条に違反して無効であるとはいえないとして、夫婦の氏に関する法制度については、国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するとした（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え  
裁判官としての心構え  
司法は、国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです。それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾けることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自らの良心に問いかねながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い洞察を行うことができるよう、今後とも研鑽を重ねたいと思いま

六 令和三年六月二三日 大法廷決定  
夫婦同氏制を採用する民法等の規定を合憲として抗告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないことは憲法二四条に違反するとの意見を付した。

五 令和三年四月二六日 第二小法廷判決  
集団予防接種等によってB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その後除斥期間の起算点になると、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、裁判長、補足意見付加）。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定  
夫婦同氏制を採用する民法等の規定を合憲として抗告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないことは憲法二四条に違反するとの意見を付した。

三 令和二年九月一六日 第二小法廷決定（裁判長）  
業としてタトゥーの施術を行なうことが医師法違反となるか否かが問われた事件において、医師法違反ではないとする。

四 令和二年九月一六日 第二小法廷決定（裁判長）  
分散投資を行なうことによって自らが負担するリスクを自己の選好に応じて調整することが可能だからである。

三 令和二年九月一六日 第二小法廷決定（裁判長）  
業としてタトゥーの施術を行なうことが医師法違反となるか否かが問われた事件において、医師法違反ではないとする。

四 令和二年九月一六日 第二小法廷決定（裁判長）  
トゥーの施術を業として行なう者は本邦から消失する可能性が高い。しかしながら、健全な動機からタトゥーの施術を求める者も少なくないことを考えると（公共空間におけるタトゥーの露出の可否について議論を深める余地はあるとしても）タトゥーの施術に対する需要そのものを否定すべきいわれはなく、そのような需要が満たされることがあります。しかし、タトゥーの施術を行なうことは福利の最大化という立法の理念に反している。

裁判官としての心構え  
裁判官としての心構え  
司法は、国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです。それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾けることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自らの良心に問いかねながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い洞察を行うことができるよう、今後とも研鑽を重ねたいと思いま

す。そのためには、高い壇の上から見下ろすという姿勢ではなく、それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾けることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自らの良心に問いかねながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い洞察を行うことができるよう、今後とも研鑽を重ねたいと思いま

# 最高裁判所裁判官國民審查公報

## 島根県選挙管理委員会



# 最高裁判所判事 わた なべ えりこ 渡邊恵理子

昭和三三年一二月二七日生

# 渡邊惠理子

|       |                  |  |
|-------|------------------|--|
| 昭和五八年 | 三月               | 福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校（当時）を卒業 |
| 平成 六年 | 六月               | 東北大学法学部卒業  |
| 平成 六年 | 四月               | 司法修習生  |
| 同 年   | 九月               | M.)  |
| 同 年   | 四月               | 海外法律事務所勤務  |
| 同 年   | 七月               | 弁護士登録取消  |
| 同 年   | 一月               | 公正取引委員会事務総局勤務  |
| 一〇年   | 九月               | 弁護士登録（第一東京弁護士会）                                      |
| 一六年   | 四月               | 慶應義塾大学法科大学院教授  |
| 一九年   | 四月               | 内閣府官民競争入札等監理委員会委員                                    |
| 二四年   | 三月               | 日本放送協会経営委員・監査委員                                      |
| 元年 一月 | 司法試験考查委員（経済法）    |  |
| 二年 九月 | 国立大学法人お茶の水女子大学監事 |  |
| 三年 七月 | 最高裁判所判事          |  |

**最高裁判所において関与した主要な裁判**  
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

最高裁は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行うことがまず重要であり、同時に、最高裁の判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担っていると考えます。

いても当事者の方たちとの議論を十分に尽くし 証拠を丁寧に検討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようになると色々な工夫を重ねてきました。それと同時に、裁判を担当することへの「畏れ」の気持ちを忘れてはならないと思ってきました。

最高裁判事に就任してから日が浅いため、関与した主要な裁判はありません。しかし、下級審において積み重ねてきた経験やその当時の心構えを踏まえ、これからは、最終審を担う一員として、さらに大きな視点に立つて物事を考えるよう努めたいと思います。

好きな言葉として「熟議」という言葉があります。この言葉の意味するとおり、最高裁において、たくさんの知恵を出し合って、います。

「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁の判断の重さを常に自覚した上で、様々な分野の一つ一つの事件について、中立公正な立場から、誠実に真正面から向き合って判断することだと考えています。その際には虚心坦懐にじっくり記録を読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思いります。

最高裁判所において関与した主要な裁判  
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありませ  
ん。

|          |     |  |
|----------|-----|--|
| 平成<br>五年 | 四月  | 東京地裁、広島地裁、最高裁行政局、同広報<br>課兼秘書課、神戸地裁で勤務<br>判事任官                |
| 令和<br>三年 | 七月  | 神戸地裁判事、東京地裁判事、最高裁行政局<br>課長、同人事局課長、東京地裁判事（部総括）、東京高裁事務局長等を務める。 |
| 同<br>年   | 一二月 | 最高裁人事局長  |
| 二八年      | 二月  | 静岡地裁所長   |
| 三〇年      | 一月  | 東京高裁判事（部総括）  |
|          |     | 東京地裁所長   |
|          |     | 大阪高裁長官   |
|          |     | 最高裁判所判事  |

A black and white portrait of Dr. Kuniaki Nakamura, a man with glasses and a suit.

# 最高裁判所判事 やす なみ りょう すけ

# 安浪亮介

表半官としての心構え

一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情など把握し、法律の適用に誤りのないように努め、もって、適切な判断に至ることができるよう精励したいと考えています。これまでの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有する事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共に、諸外国に共通な課題である高齢化、価値の多様化、デジタル化、グローバリゼーションなどが社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方といった今日的な問題の検討にも力を注ぐとう、今後とも努力していきたいと思います。

二七八年七月 駐大韓民國特命全權大使  
令和元年一〇月 駐英國特命全權大使  
三年二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和三年六月二三日 大法廷決定

民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の定めに関する規定が憲法二四条に違反しないと判断した（多数意見）。この上で、夫婦の氏に関する法制度の合理性に関する事情の変化いかんによつては、これらの規定が同条に違反すると評価さわるに至ることもあり得るが、このような法制度については、閏連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによつて、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにするところ、事の性格にふさわしい解決であるとした（補足意見付加）。

二 令和三年九月七日 第三小法廷判決

被告人が、心神耗弱の状態にあつたとした第一審の事實認定とに誤りがあるとして、何ら事實取調べをせず完全責任能力を認めて自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした（全員一致、裁判長）。

|       |                         |     |   |
|-------|-------------------------|-----|---|
| 昭和五二年 | 同 年                     | 平成  | 東京都保谷市（現・西東京市）生まれ。東京<br>教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、<br>同高等学校卒業                                   |
| 三月    | 三月                      | 五年  | 卒業  |
| 四月    | 四月                      | 二年  | 外務省入省   |
| 七月    | 七月                      | 四年  | 英國オックスフォード大学社会科学特別ディ<br>プロマ取得   |
| 八月    | 同月                      | 七年  | 外務省経済局以降、アジア局、条約局、在英<br>国大使館にて勤務  |
| 三月    | 同月                      | 一四年 | 内閣法制局参事官補   |
| 九月    | 内閣法制局参事官                | 一四年 | 外務省欧亜局西欧第二課長以降、同条約局法<br>規課長、在インド大使館参事官、後に同公使、<br>在外務省北米局参事官以降、国際法局審議官、<br>総合外交政策局審議官として勤務 |
| 八月    | 外務省国際法局<br>在サンフランシスコ総領事 | 一九年 | 在サンフランシスコ総領事  |
| 九月    | 外務審議官                   | 二二年 | 外務省国際法局長  |
| 八月    | 駐オランダ特命全権大使             | 二四年 | 二二年   |
| 七月    | 二五年                     | 一九年 | 二四年   |

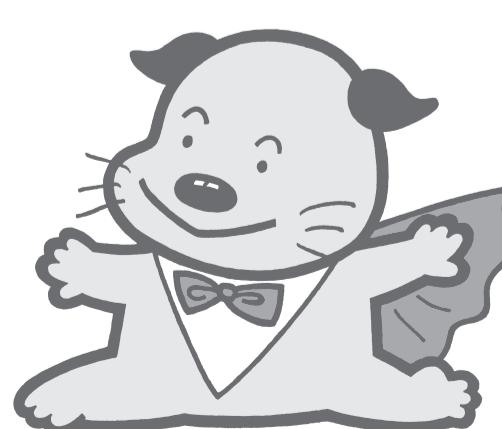
最高裁判所判事  
ながみね やすまさ  
長嶺安政

昭和二九年四月一六日生

# 投票日は10月31日(日)

# 新型コロナウイルス感染症対策のため 投票所ではマスク着用や手指の消毒に ご協力をお願いします

※投票所では、安心して投票いただけるよう  
それぞれの施設に応じた感染症対策を施して  
います



## 島根県明るい選挙推進シンボルキャラクター 「ホープくん」

# 衆議院議員総選挙

## 最高裁判所裁判官国民審査

# 投票日は10月31日(日)

### 新型コロナウイルス感染症対策のお願い

- 投票所内では密を避けるため、できるだけ間隔を開けて並んでください。
- 投票所ではマスクを着用するほか、帰宅時には手洗い・うがいをしてください。
- 投票用紙を記入される際には、持参された鉛筆を使用されても構いません。

※投票所では、安心して投票いただけるようそれぞれの施設に応じた感染症対策を施しています。

### 投票は3種類あります

#### ■衆議院議員総選挙

- 小選挙区選出議員選挙 候補者の氏名を書いてください。

- 比例代表選出議員選挙 政党の名称または略称を書いてください。

#### ■最高裁判所裁判官国民審査

##### ●国民審査の投票

やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。

やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

### 期日前投票

仕事やレジャーなどで投票日当日に投票できない場合、期日前投票所で投票することができます。

**期日前投票ができる期間：10月20日(水)～10月30日(土)**

詳しくはお住いの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

